

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 広島市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.8%
全職員	70.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	103.0%
本庁課長相当職	101.3%
本庁課長補佐相当職	99.7%
本庁係長相当職	97.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.4%
31～35年	95.1%
26～30年	95.1%
21～25年	88.8%
16～20年	81.2%
11～15年	83.2%
6～10年	88.7%
1～5年	91.1%

【説明欄】

- ・学校の教職員は除く。
- ・日額制の会計年度任用職員は、任用期間が短いため算出の対象から除く。
- ・「1. 全職員に係る情報」において、短時間勤務の職員については、週当たりの勤務時間数を常勤の勤務時間数で割ることにより職員数を算出している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

* 令和5年9月6日付けで青字部分を修正・加筆。